

令和 9 年度予算概算要求
計画・海業政策課関係事業

- ① 公共事業の概要
- ② 非公共事業の概要

令和 8 年 8 月

水産庁

① 公共事業の概要

水産基盤整備事業

令和9年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

○ 要求の考え方

令和9年度の水産基盤整備事業の概算要求においては、近年の物価上昇等も踏まえ、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用しつつ、対前年度比130%となる95,978百万円を計上。

さらに、国土強靱化に係る経費及び総合的なTPP等関連政策大綱を踏まえた経費については、事項要求を行う。

○ 概算要求額

- ・ 水産基盤整備事業（公共）：95, 978百万円（対前年比130. 0%）
うち投資枠※ 9, 235百万円

※水産物の供給能力の強化に向け、国内トップクラスの大規模流通拠点漁港等における施設整備に要する経費を計上

- ・ 国土強靱化に係る経費及び総合的なTPP等関連政策大綱を踏まえた経費： 事項要求
- ・ 関連対策として、「漁港漁場機能増進事業（非公共）」 850百万円（対前年比850. 0%）

令和9年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

○重点課題

新たな漁港漁場整備長期計画（令和9年度～令和13年度、令和9年3月閣議決定予定）の初年度として、以下の対策を重点的に推進

- ①海洋環境変化に適応した基盤の確立による持続可能な生産確保
 - ・環境変化に適応した漁場環境の形成
 - ・魚種変化等に対応する陸揚げから流通までの一貫した体制構築
- ②水産業の拠点の形成による生産力・競争力強化
 - ・拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化
 - ・養殖生産拠点の生産力強化
- ③災害リスクとインフラ老朽化への対応による漁港・漁場・漁村の戦略的強靱化
 - ・災害リスクへの対応力強化
 - ・計画的な老朽化対策の推進
- ④海業の振興と環境改善によるにぎわい稼げる漁村づくり
 - ・海業の新たな展開
 - ・暮らしやすく人にやさしい環境づくり

令和9年度概算要求 水産基盤整備事業の概要①

(1) 海洋環境変化に適応した基盤の確立による持続可能な生産確保

海水温の上昇などの海洋環境の変化を踏まえ、魚種変化等に対応した漁場の整備や藻場の保全・創造、漁港の受入体制の構築に向け、以下の対策を推進。

環境変化に適応した漁場環境の形成

【課題】

- ・海水温の上昇等に伴う主要魚種の不漁、分布域の変化、磯焼けなど藻場の衰退

【対応】

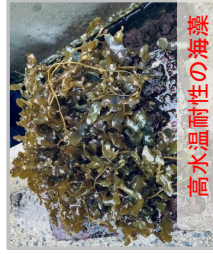
- ・新たな環境下に即した漁場整備、藻場の保全・創造
- ・沖合域における漁場整備の展開

- 魚種変化に対応した漁場整備 (暖海性魚類を対象とした魚礁整備)



暖海性魚類(キジハタ)

- 高水温化等に対応した種苗生産体制の構築



高水温耐性の海藻

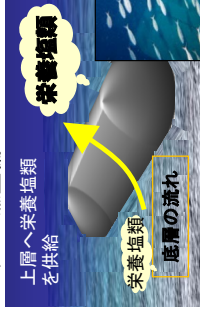
- 藻場の造成



- 藻場の造成 (植生水深の確保のための藻場礁の整備)



- 海域の基礎生産力を向上させるマウンド礁整備



上層へ栄養塩類を供給

栄養塩類

栄養塩類

底層の流れ

栄養塩類

底層の流れ

栄養塩類

底層の流れ

群集するマアジ等の群れ

魚種変化等に対応する

陸揚げから流通までの一貫した体制構築

【課題】

- ・分布域の変化に伴い陸揚げされる魚種が変化し、円滑な陸揚げ作業に支障が生じるなど、背後の流通・加工も含めた陸側の受入体制が対応していない
- ・魚種・漁法の複合化に向けた取組への対応が必要

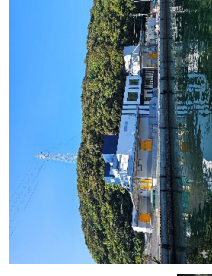
【対応】

- ・魚種・漁法の変化に対応した陸揚げ機能の強化、効率的かつ衛生的な荷さばき環境の確保、柔軟な加工体制の構築

- 魚種変化に対応した陸揚げから流通・加工までの一貫した体制整備



野天でのブリの陸揚げ



複数魚種に対応可能な加工場(イメージ)



屋根付き岸壁での陸揚げ

令和9年度概算要求 水産基盤整備事業の概要②

(2) 水産業の拠点の形成による生産力・競争力強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や価格形成能力の向上など、産地の生産力・競争力の強化を図るため、水産物の生産・流通・養殖拠点の形成に向け、以下の対策を推進。

拠点漁港等の生産・流通機能の再編・強化

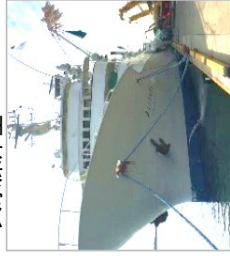
【課題】

- ・新たな操業体制の構築に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・世界的な需要の高まりを捉えた輸出促進に向けた対応
- ・漁港における水産物の集出荷調整機能や保管機能の強化に向けた対応

【対応】

- ・漁船の大型化等に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進
- ・輸出促進等に向けた高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき等の整備
- ・冷凍・冷蔵施設等による集出荷調整機能・保管機能の再編・強化

○ 大型漁船に対応した
大水深岸壁



○ 高度衛生管理型荷さばき所

○ 冷凍・冷蔵施設

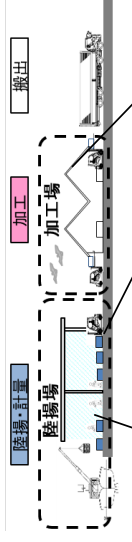
養殖生産拠点の生産力強化

【課題】

- ・養殖生産物の国内外での需要の高まりへの対応
- ・養殖業に必要不可欠な種苗の生産・供給リスクの顕在化
- ・魚種や規模等に応じた養殖水面及び陸揚・流通機能等の確保

【対応】

- ・養殖場から陸揚げ（荷捌き）、加工までの一貫した施設整備
- ・天然種苗の変動に左右されない種苗生産体制の構築
- ・浮消波提等の整備や漁港の活用を通じた養殖適地の拡大・確保



○ 生産・加工・流通に至る
一体的な機能強化



○ 生産拡大に向けた種苗の確保



○ 養殖適地の確保にも資する基盤整備



令和9年度概算要求 水産基盤整備事業の概要③

(3) 災害リスクとインフラ老朽化への対応による 漁港・漁場の戦略的強靱化

大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、また、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、以下の対策を推進

災害リスクへの対応力強化

○ 岸壁の耐震化



- 【課題】
 - ・切迫する南海トラフ地震等の大規模地震・津波、気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風・低気圧豪雨被害、海面上昇
 - ・離島・半島等の条件不利地域における災害リスクの脆弱性

【対応】

- ・国土強靱化実施中期計画（令和7年6月閣議決定）を踏まえた災害時の水産業の早期再開や集落の孤立を防ぐための漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化
- ・漁港や漁村における避難路等の環境整備

○ 津波、越波を防ぐための嵩上げ



計画的な老朽化対策の推進

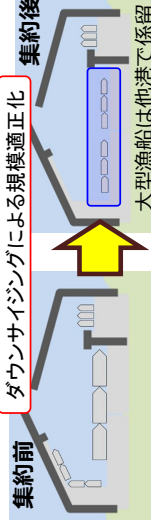
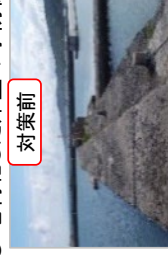
【課題】

- ・整備後50年を経過する漁港施設と維持管理コストの増加
- ・地方公共団体の技術系職員の不足

【対応】

- ・予防保全型の老朽化対策への転換の加速化
- ・再編・集約に伴う施設・機能の統廃合、規模適正化
- ・広域連携・多分野連携の推進

○ 老朽化した岸壁の予防保全型の老朽化対策



ダウンサイジングによる規模適正化

大型漁船は他港で係留

(4) 海業の振興と環境改善による にぎわい稼げる漁村づくり

にぎわい稼げる漁村に向けた海業の振興と漁港・漁村の環境づくりのため、以下の対策を推進

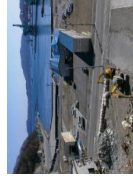
海業の新たな展開

【課題】

- ・地域の漁業等と調和した秩序ある海業に向けた対応が必要

【対応】

- ・海業振興に資する漁港の適正かつ更なる利活用に向けた環境整備
- 漁港の利用促進に向けた用地の区画整理、整地



暮らしやすく人にやさしい 環境づくり

【課題】

- ・漁村における生活基盤の整備の立ち遅れ

【対応】

- ・漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の漁村の暮らしを支える生活環境の改善



- 漁業集落排水施設、漁業集落道の整備

令和9年度水産基盤整備事業概算要求の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R8年度 予算額	R9年度 概算要求額	対前年比
水産基盤整備事業		95,978	130.0%
直轄特定漁港漁場整備事業	73,829	22,377	127.9%
うちフロンティア漁場整備事業	1,581	2,055	130.0%
うち直轄漁港整備事業	15,916	20,322	127.7%
水産物供給基盤整備	30,011	39,557	131.8%
水産物流通基盤整備事業	11,325	15,850	140.0%
水産物供給基盤機能保全事業	14,742	18,706	126.9%
漁港施設機能強化事業	3,944	5,001	126.8%
水産資源環境整備	22,424	29,774	132.8%
水産環境整備事業	12,567	16,960	135.0%
水産生産基盤整備事業	9,857	12,814	130.0%
漁村総合整備	1,318	1,587	120.4%
水産基盤整備調査（直轄・補助）	516	600	116.3%
作業船整備費	13	13	100.0%
後進地域補助率差額	2,050	2,070	101.0%

※計数は四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

海洋環境変化に適応した漁港整備の推進（創設）

- 魚種や分布域等の変化に対応した漁場や漁港施設の改良事業の実施要件の見直し等により、海洋環境の変化に適応した漁港漁場整備を推進。

＜現状と課題＞

- 我が国周辺の海域においては、大幅な海水温の上昇などの海洋環境の変化を受け、主要魚種のかつないしレベルでの不漁が続いている一方、分布域の変化に伴い漁獲魚種が変化し、円滑な陸揚げ作業に支障をきたす状況になるなどの課題を抱える地域が出現している。
- このため、漁場整備については、魚種や分布域の変化を踏まえ、新たな環境下における水産生物の生活史に対応した漁場の再編整備を推進していく必要がある。
- また、漁港整備については、魚種にかかわらず効率的かつ衛生的な荷さばきが可能となる環境の確保や、漁獲の変化に応じた柔軟な加工体制の構築に必要な施設整備を推進していく必要がある。

＜今後の対応＞

- 魚種や分布域等の変化に対応した漁場や漁港施設の改良事業の実施要件の見直し（事業費、年間取扱量）等により、海洋環境の変化に適応した漁港漁場整備を推進。

＜拡充の内容＞

- 「海洋環境変化に適應した漁港・漁場機能強化対策事業」（仮称）を創設し、海洋環境変化への適應に必要な対策をパッケージで支援。
- ①魚礁等の改良（追加や移設）に係る実施要件の見直し
 - ②荷さばき所、配送作業施設、製氷、冷凍及び冷蔵施設の改良に係る実施要件の見直し
 - ③年間取扱量：3,000t → 1,000t以上（見込まれる場合を含む）
 - ④加工場の改良に係る実施要件の見直し
 - ⑤年間取扱量：8,000t → 3,000t以上（見込まれる場合を含む）
 - ⑥魚種等の変化に対応した施設の機能や配置等の基盤整備に関する事前調査や計画の策定（調査計画事業）

※海洋環境変化の影響を受けていることが明らかかな地区に限る。

- ①については、新設する場合も含めた複数の条件を対象に比較検討した上で、投資効果が最大であることが確認された場合に限る。
- ②、③については、要件見直し前の港勢を有する漁港において施設を新設するよりも経済的であることが認められる場合に限る。

- 事業主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
○補助率：1/2等



＜海洋環境変化に对应した基盤整備イメージ＞
増加したブリの陸揚げには既設の荷さばき所では屋根の高さや水深が不足するため、荷さばき所の屋根整備及び泊地増深を行う。



漁港機能の再編・強化の促進（拡充）

- 水産物流通の実態を踏まえ、機能集約先として漁港区域外の施設を整備対象に追加するとともに、機能集約元の漁港における荷さばき所等の規模適正化を支援対象に追加することで、漁港機能の再編・強化を促進。

<現状と課題>

- 漁業者や市場関係者をはじめとした生産・流通に係る人手不足や輸送力不足、燃料費の高騰など生産・流通コストの増大等の課題が顕在化している。
- そのため、圏域計画に基づき漁港の位置づけを明確化した上で、更なる価格形成能力の向上や生産・流通の効率化に向け、流通機能等の再編・強化を推進する必要がある。
- 一方、現地の状況によっては、漁港内に空き用地がなく機能の集約化が進まない場合もあることから、漁港区域外の衛生管理型産地市場への集約も含めて圏域全体での流通機能の最適化を図る必要。
- また、集約元の漁港にあっては、機能集約後の用途に応じて、既存の基本施設等や荷さばき所等の規模適正化を含む実態に応じた対策が必要。

<今後の対応>

- 圏域計画に基づき、機能集約先として漁港区域外の施設を整備対象に追加するとともに、機能集約元の漁港における荷さばき所等の規模適正化についても支援対象とすることで、漁港機能の再編・強化を促進。

<拡充の内容>

- 水産物集出荷機能・強化対策事業において、圏域機能強化対策として漁港区域外の衛生管理型産地市場を整備対象に追加するとともに、流通拠点漁港等と密接に関係する漁港における基本施設等や荷さばき所等の施設規模の適正化を支援対象に追加。

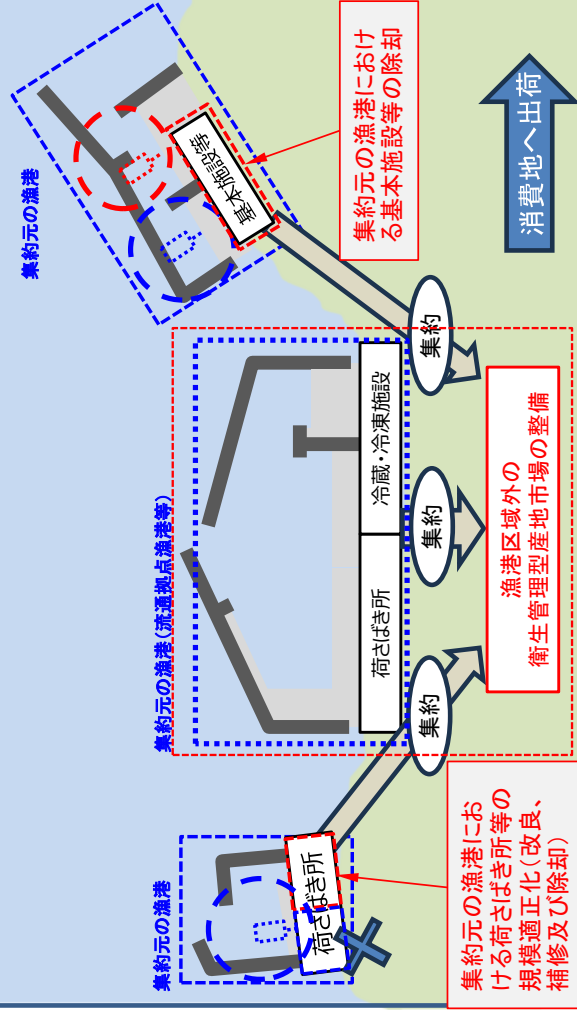
※漁港区域外の衛生管理型産地市場の整備については、1地区当たり計画事業費から償還を超える場合及び水産物の取扱量が年間3,000トン以上となることが見込まれる場合に限る。

※荷さばき所等、基本施設等の除却については、跡地を漁業活動に利用する場合又は漁港機能の確保に資する場合に限る。

- 事業主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1/2等

<漁港区域外の施設を集約先とした圏域一体での機能の再編・強化のイメージ>
水産物の流通・生産に一体性を有する圏域において漁港機能の再編・強化を図るため、漁港区域外における施設整備・機能集約と、集約元の漁港施設の規模適正化等を一体的に実施。

赤字：拡充メニュー



圏域一体での漁港機能の再編・強化、規模適正化を促進

※圏域：水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲。圏域において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産物整備の方向性を定める「圏域計画」に基づいて整備を推進している。

生産力・競争力強化のための漁港における受入体制の構築（拡充）

- 漁業や養殖における水産物の安定した生産や衛生管理の向上、品質の確保に向け、漁港施設用地において多様な用途に対応できるよう、漁港施設用地の附属施設の支援対象を拡充し、拠点漁港における生産力・競争力を強化。

<現状と課題>

- 世界的な水産物需要の高まりや流通段階における消費者のニーズ等を踏まえ、漁業や養殖における水産物の安定した生産や衛生管理の向上、品質の確保等が求められている。
- これまで、養殖業成長産業化要領又は集出荷機能集約・強化要領に基づき、衛生管理対策の一環として用地の附属施設として屋根等の整備が補助対象となっていたところ。
- 一方で、養殖生産拠点や集出荷機能の集約先となる漁港以外の拠点漁港においても、衛生管理や品質確保等に向けた体制構築が求められている。

<今後の対応>

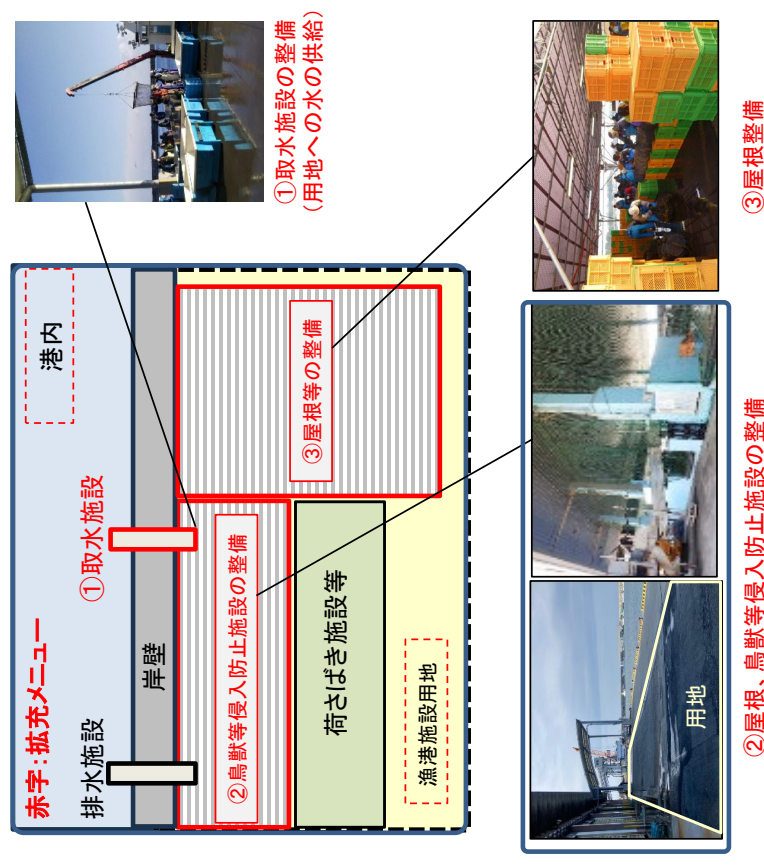
- 養殖生産拠点や集出荷機能の集約先となる漁港以外の漁港においても、漁港施設用地において多様な用途に対応できるよう、漁港施設用地の附属施設として、直射日光や雨水、粉塵等を防ぐ屋根や外壁等、鳥獣等侵入防止施設、水産物の品質確保や用地洗浄等に必要なる取水・排水施設を整備対象に追加し、拠点漁港における生産力・競争力の強化を図る。

<拡充の内容>

- 漁港施設用地の附属施設として、屋根等、鳥獣等侵入防止施設整備、外壁（シャッター等）、仕切りの壁及び取水・排水施設を整備対象に追加。

※用地の利用上必要と認められる場合に限る。

- 事業主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1／2等



用地への屋根、鳥獣等侵入防止施設や取水・排水施設等の整備により、水産物の衛生管理や品質確保等による受入体制を構築し、生産力・競争力を強化

離島・半島等の条件不利地域における漁港強靱化（拡充）

- 離島・半島等の条件不利地域において、災害時における集落の孤立を防ぐため、海上ルート確保に資する漁港施設の長寿命化対策の実施要件を見直し、国土強靱化を推進。

<現状と課題>

- 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や、気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風・低気圧・豪雨被害等が懸念される。
- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等により道路の通行止めが発生し多くの集落が孤立状態に陥るなど条件不利地域における災害リスクの脆弱性等の課題が顕在化。
- そのため、能登半島地震を教訓とし、離島・半島等の条件不利地域において、災害時の孤立を防ぐための海上ルートの確保につながる漁港施設の強靱化対策が必要。

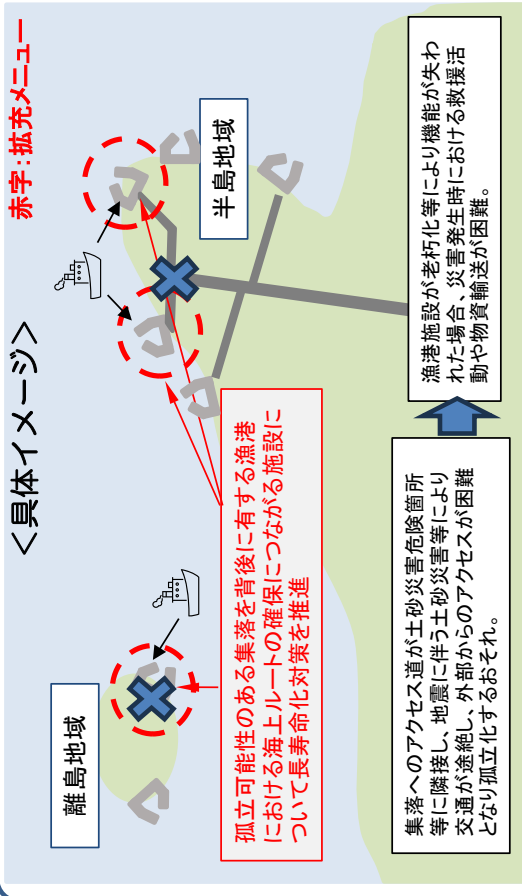
<今後の対応>

- 離島・半島等の条件不利地域の漁港において、災害時における孤立を防ぐため、海上ルート確保に資する漁港施設の長寿命化対策に係る要件を見直し、国土強靱化を推進。

<拡充の内容>

- 離島・半島等の条件不利地域の漁港における災害時の海上ルートの確保につながる施設を対象とした水産物供給基盤機能保全事業の実施要件として、従前の港勢要件を満たさない場合であっても以下の要件を満たした場合に実施可能とする。
※対象施設は、外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設（道路及び橋）及び漁港施設用地（護岸、人工地盤及び舗装）に限る。実施にあたっては、都道府県において策定する、特に優先して実施が必要な漁港を示した計画を提出するものとする。
- ① 離島振興法又は半島振興法の規定に基づき指定された地域若しくは沖縄振興特別措置法又は奄美群島振興開発特別措置法に規定する地域のいずれかであること。
- ② 孤立するおそれがある集落を背後に有する漁港であること。
- ③ 漁業依存度が高く今後とも漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落を背後に有する漁港であること。
- 事業主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1/2等

<具体イメージ>



豪雨災害時における漁港の活用

- ✓ 豪雨災害により落橋が発生し、一部集落が孤立



資料：国土交通省 東北地方整備局

- 老朽化によって施設が供用停止、機能喪失する事態を防ぐため、長寿命化対策を推進



護岸エプロンが陥没

防波堤の倒壊

一元的な保全対策の実施による効率的なインフラメンテナンスの確保（拡充）

- 管理者が異なる複数漁港の長寿命化対策を、都道府県又は代表する市町村が一元的に実施するスキームを制度化し、効率的なインフラメンテナンスを確保。

＜現状と課題＞

○ 漁港施設については、我が国水産業の発展と水産物の安定供給の基盤となるものであり、これまで継続的かつ重点的に整備がなされてきたところであるが、整備後50年を経過する施設が増加しており、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが懸念されている。

○ また、全国の漁港のうち約7割は市町村により管理されているが、工事発注・現場監督等を担当する技術系職員の不足が大きな問題となっており、大半の市町村においては、事務系職員が代わりに業務を行っている状況である。

○ インフラ老朽化と人手不足が同時に進行していく中、効率化を図りながら、漁港施設の保全対策を推進していく必要がある。

＜今後の対応＞

○ 管理者が異なる複数漁港の長寿命化対策を、都道府県又は代表する市町村が一元的に実施するスキームを制度化（手続の明確化）することで、効率的なインフラメンテナンスを確保。

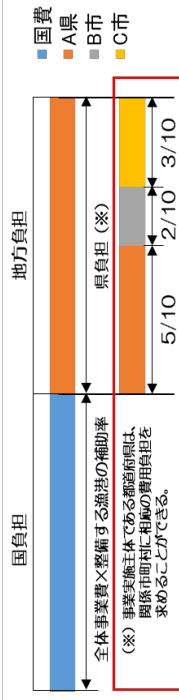
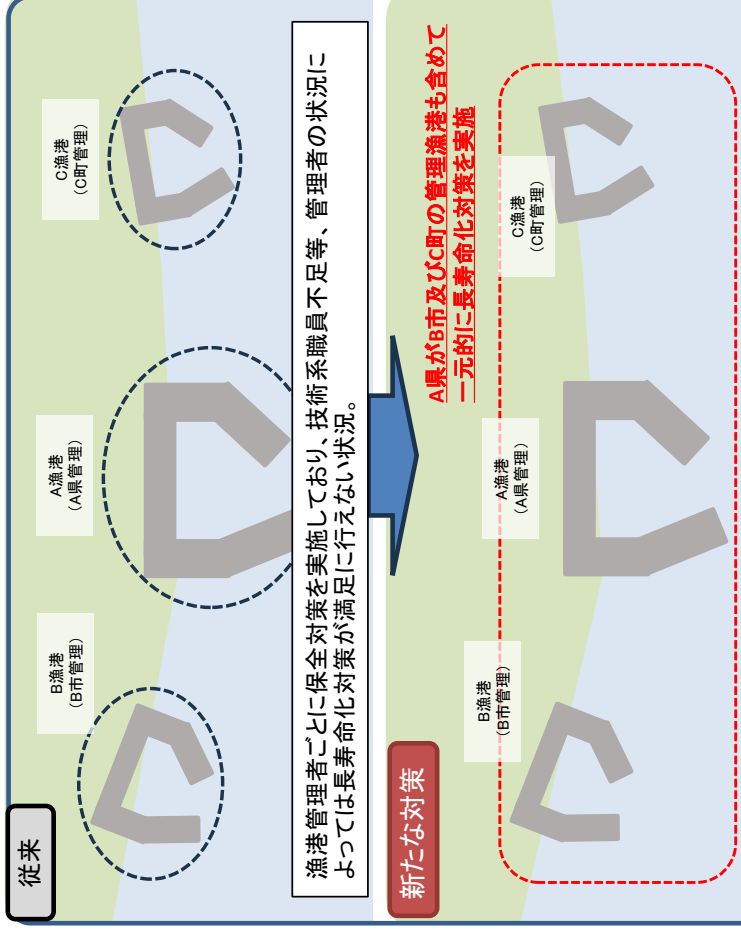
＜拡充の内容＞

○ 水産物供給基盤機能保全事業において、都道府県又は代表する市町村が、他の市町村が管理する漁港を含めて一元的に長寿命化対策を実施できるスキームを制度化する。

※本事業の要件は以下のとおり。

- ①対象漁港は水産物供給基盤機能保全事業の採択要件を満たす漁港であること。
- ②関係する市町村が都道府県又は代表する市町村に対し応分の負担金を支払うこと等を定めた計画（協定書を含む）を作成し、費用負担等について合意を得たものであること。

- 事業主体：都道府県、市町村
- 補助率：1／2等



適正な費用分担の下、都道府県又は代表する市町村が一元的に長寿命化対策を実施することにより、漁港施設の効率的・効果的な長寿命化対策を推進。

漁業集落排水施設の再編・集約の促進（拡充）

- 対象となる漁港背後集落の要件緩和等、漁業集落排水施設の再編・集約に係る支援を拡充し、広域化・共同化や施設の最適化を促進することで、将来の維持管理費及び更新費用の低減を図る。

<現状と課題>

- 漁業集落排水施設の多くは平成中期に整備され、供用開始から約20年が経過し老朽化が進行している。今後、人口減少が著しく集落が大幅に縮小する地域では、現行施設の維持管理が非効率化しておそれがあるため、汚水処理施設の再編・集約を進め、集約型と分散型を組み合わせた最適な汚水処理体制（バستمックス）の構築が必要である。

- 一方、現行の対象要件では人口減少等により事業要件（「人口100人以上5,000人以下」又は「一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落であること」）を満たせず、漁業集落排水施設の再編・集約が必要であるにもかかわらず補助制度を受けられない。できない集落が見られている。



<今後の対応>

- 対象となる漁港背後集落の要件緩和等、漁業集落排水施設の再編・集約に係る支援を拡充し、広域化・共同化や施設の最適化を促進することで、将来の維持管理費及び更新費用の低減を図る。

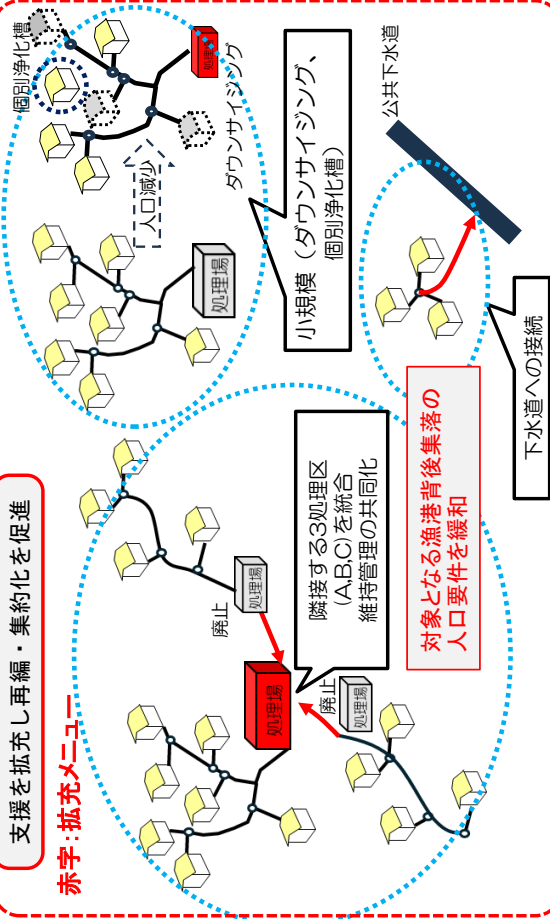
<拡充の内容>

- 漁村整備事業において、以下の要件を満たす場合のみ、人口要件を緩和
 - ① 人口減少や排水処理区面の再配分により、人口要件や漁業活動要件を満たさなくなった区域
 - ② 広域化・共同化計画等に基づく整備により維持管理の効率化やコスト縮減が見込まれる場合
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1 / 2 等

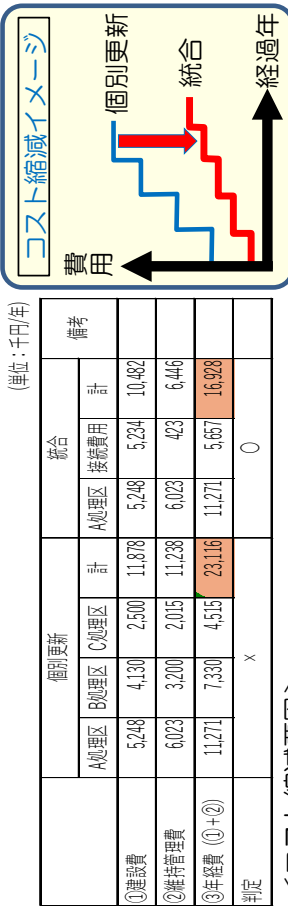
広域化・共同化計画による漁業集落排水効率化

支援を拡充し再編・集約化を促進

赤字・拡充メニュー



コスト縮減イメージ（A,B,C処理区をA処理区に統合）



<コスト縮減要因>

- ・ 管理施設の減少、・ 資機材の一括調達、・ 配置人員の減少 等

漁業集落排水施設の耐震対策の促進（拡充）

- 対象となる汚水処理施設、管路等の耐震対策に係る支援を拡充することにより、災害時の人命・財産被害の防止を図る。

<現状と課題>

- 漁業集落排水施設の多くは平成中期に整備され、供用開始から約20年が経過し、老朽化が進行している。耐震性能を欠く施設は、災害時に機能停止を招き、衛生環境の悪化や地域生活の継続に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- このことは、能登半島地震において顕在化した喫緊の課題であり、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震などの大規模災害から、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するためには、耐震対策が不可欠である。「国土強靱化基本計画」においても漁業集落排水施設の耐震化を位置づけ、強化を推進することとしており、継続的かつ着実に耐震化を進めていく必要がある。



<今後の対応>

- 対象となる汚水処理施設、管路等の耐震対策の促進に係る支援を拡充することにより、災害時の人命・財産被害の防止を図る。

<拡充の内容>

- 漁村整備事業において、以下の要件を満たす場合のみ、支援を拡充
 - 漁業集落排水施設のうち、耐震性能が不足していると認められる施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ① 人命・財産やライフラインなどへの被害が想定されるものや、重要度化が高い、復旧が困難なもの等
 - ② 避難所等の重要施設へ接続する管路、避難路に埋設された管路等
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1 / 2 等

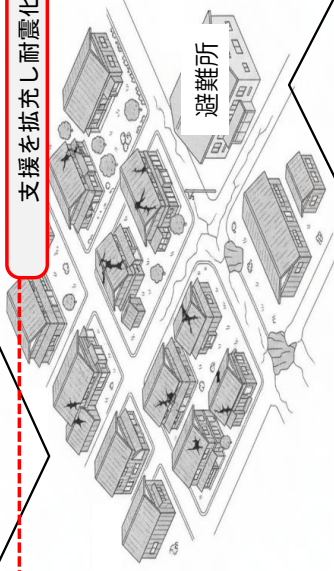
耐震対策を促進し、人命や財産等への影響防止を図る

道路の通行障害

- ◆ 車両が通行困難となり、住民の避難や物資輸送、災害復旧支援の遅れにつながる



支援を拡充し耐震化を促進



施設の機能停止による影響

- ◆ 使用不可、使用制限による衛生環境の悪化
- ◆ 避難者が水分を控えることによる脱水等の健康被害



② 非公共事業の概要

〔 漁港漁場機能増進事業
海業振興支援事業 〕

○ 漁港漁場機能増進事業

令和9年度予算概算要求額 850百万円（前年度 100百万円）

<対策のポイント>

漁港・漁場のストック効果の最大化を図るため、**流通・生産機能高度化、安全対策向上・強靱化、漁村活性化**に資する整備を支援します。また、**海洋環境の変化に適応した漁場環境の形成**に資する整備を支援します。

<事業目標>

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100%〔令和13年度まで〕）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100%〔令和13年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海洋環境変化対策事業

- ① 海洋環境の変化に対応するため、漁場施設の新設・移設や漁場の保全のための事業を支援します。
- ② 既存の漁場の磯焼け対策となる藻場礁の拡大や機能増進を支援します。
- ③ 海洋環境を的確に把握するため、漁場観測施設の設置を支援します。

2. 流通・生産機能高度化事業

- ① 水産物の流通高度化を図るため、漁港内の屋根等の整備を支援します。
- ② 漁港の省力化・軽労化・就労環境改善を図るため、浮体式係船岸等の整備を支援します。
- ③ 漁業の操業形態の転換に資する環境整備を支援します。

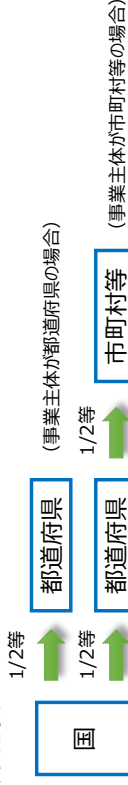
3. 安全対策向上・強靱化事業

漁業者が安全・安心な漁業活動を営むため、防波堤の嵩上げ等を支援します。

4. 漁村活性化事業

- ① 漁港における二酸化炭素排出削減のため、再生エネルギー関係の施設整備を支援します。
- ② 海業の推進を図るため、漁港施設の再編・整序を支援します。

<事業の流れ>

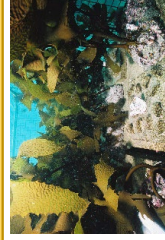


<事業イメージ>

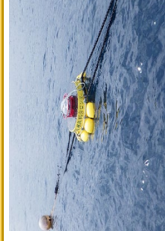
1. 海洋環境変化対策事業



魚礁の新設・移設



藻場礁の整備



漁場観測施設の設置

2. 流通・生産機能高度化事業



岸壁の屋根の整備



浮体式係船岸の整備



養殖展開のための環境整備

3. 安全対策向上・強靱化事業



防波堤の嵩上げ

4. 漁村活性化事業



太陽光パネルの設置



用地の区画整理・整地

【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課 (03-3502-8491)

○ 海業振興支援事業

令和9年度予算概算要求額 1,215百万円（前年度 250百万円）

<対策のポイント>

地域の水産業を支える海業の新たな展開によるにぎわい稼げる漁村づくりのため、漁業者等とともに海業に取り組み民間事業者の参入を促進し、漁業者がより稼げる手法や海業の担い手等の人材の確保・活用にに向けた手法等を確立するとともに、漁業者が地域において海業への一歩を踏み出すための取組の実証、水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備等の取組を支援します。

<事業目標>

- 当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

1. 海業実施体制構築事業（ソフト事業）

① 海業推進調査事業

漁業者等とともに海業に取り組み民間事業者の参入を通じた、漁業者がより稼げる手法の確立、漁港の有効活用のための漁港水面施設運営権の設定・普及、海業の担い手や民間事業者と漁業地域の調整役等となる人材の確保・活用にに向けた手法の確立等を実施します。

② 海業取組促進事業

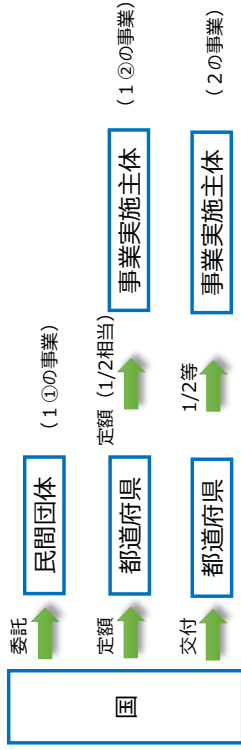
漁業者が地域において海業への一歩を踏み出し、民間事業者の参入の促進に必要な実施計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

2. 海業推進事業（ハード事業）

海業の推進を図るため、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組に必要な施設整備等を支援します。

〔その他、デジタル庁計上分において、海業関係者間のマッチングを促進する「官民連携海業振興ポータルサイト」の改修・運用を要求。〕

<事業の流れ>



<事業イメージ>

海業振興支援事業

海業の新たな展開によるにぎわい稼げる漁村づくりに向けて

1 ① 海業推進調査事業（ソフト事業）

漁業者

民間事業者

漁業本舗等の地域資源の提供

広報・PRによる集客

漁業者がより稼げる手法の確立

海業の担い手や民間事業者と漁業地域の調整役等となる人材の確保・活用

1 ② 海業取組促進事業（ソフト事業）



漁港施設用地を活用した取組の実証



水産物の消費増進に向けた朝市での実証

2 海業推進事業（ハード事業）



水産物販売施設



地域水産物普及施設

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組加速化の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。

※漁港水面施設運営権とは、水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、当該水面を占有して必要な施設を設置し、運営する権利。

※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成した漁港施設等活用事業の事業計画。

【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。



さらなる展開に向けてステップアップ